

【新設】(中間申告書の提出を要しない法人の還付申告)

17-2-1 法第 71 条第 1 項ただし書《中間申告》又は第 71 条の 2 《中間申告書の提出を要しない場合》の規定により中間申告書の提出を要しないこととされている法人であっても、当該中間事業年度において生じた災害損失金額（法第 72 条第 4 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する災害損失金額をいう。）がある場合には、同条第 1 項各号及び第 4 項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができることに留意する。

(注) 法第 2 条第 30 号《定義》に規定する中間申告書には期限後申告書は含まれないのであるから、法第 78 条第 1 項《所得税額等の還付》の規定により同項の中間申告書の提出による所得税額の還付を受けようとする場合には、当該中間申告書は法第 71 条第 1 項の提出期限までに提出しなければならないことに留意する。

【解説】

1 平成 29 年度の税制改正により、仮決算の中間申告による所得税額の還付制度が導入され、災害のあった日から同日以後 6 月を経過する日までの間に終了する中間期間（事業年度開始の日以後 6 月の期間を一事業年度とみなした期間をいう。以下同じ。）において生じた災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額（復興特別所得税額を含む。）でその中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（災害損失金額を限度とする。）を還付することとされた（法 72④、78①、復興財源確保法 33②）。

この災害とは、震災、風水害及び火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいい（法 72④、法令 150 の 2 ②）、また、災害損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた、滅失等による損失の額、原状回復等のための費用に係る損失の額及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額（保険金、損害賠償金等により補填されるものを除く。）の合計額をいう（法 72④、令 150 の 2 ④）。

さらに、中間期間に生じた災害損失金額がある場合には、前期基準額（前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに 6 を乗じて計算した金額をいう。）が 10 万円以下であるときにおいても、仮決算の中間申告書を提出することができることとされた（法 72①④）。

2 そこで、本通達では、中間申告書の提出を要しないこととされている法人であっても、その中間事業年度において生じた災害損失金額がある場合には、中間申告書を提出することができることを留意的に明らかにしている。

3 また、法令の規定上、中間申告書はその提出期限後に提出することはできないため、中間申告書を提出して所得税額の還付を受けようとする場合には、その中間申告書を法第 71 条第 1 項《中間申告》に規定する提出期限までに提出しなければならないことを本通達の注書きにおいて留意的に明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 20-2-1）を定めている。